

平成24年度介護報酬改定等に伴う加算等の届出について

<京都府内（京都市を除く）事業所>

介護報酬改定に伴い、平成24年4月分から加算等の算定を行う場合には、あらかじめ「介護報酬給付費算定に係る体制等に関する届出」を提出していただく必要があります。

つきましては、下記提出期間内にご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、届出に際して必要となる添付書類については、後日お知らせします。

おって、4月1日から京都市内の事業所については、京都市介護保険課が窓口となりますので、詳細は京都市介護保険課のホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>・近日掲載予定）をご覧ください。

1 提出書類

| | |
|-------------------------------|-----|
| 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） | 各1部 |
| 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1、別紙1-2） | |
| その他届出に際し、必要となる添付資料 | |

2 提出方法

下記の提出期間内に所管の提出先（別表参照）まで持参願います。

※土日・祝日を除く平日 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

提出期間：平成24年4月2日（月）～13日（金）

加算等の届出については、原則、「訪問・通所系サービス等は前月15日」、「施設系サービスは算定月の初日」までとされていますが、今回の報酬改定係る手続きについては、介護報酬説明会の日程上、提出期日に間に合わず、適正な事業運営に支障を来すおそれがありますので、提出期日を4月13日とし、訪問・通所系サービス及び施設系サービスともに4月1日に遡って加算算定ができる取扱いとするものです。

なお、「サービス提供体制強化加算」については、各事業所において、前年度（平成23年4月～24年2月）の実績を算出し、4月以降の算定が可能かどうか検証をしていただき、その結果、新たに算定が可能又は不可となった場合（状況の変更がある場合）は、届出が必要です。この届出についても4月13日締切とします。

（引き続き、算定可能又は不可の場合（状況の変更がない場合）は、届出不要です。）

また、この他「通所介護事業所の規模区分」など前年度の実績の確認が必要なものについても点検願います。

※地域密着型サービスについては、所管の市町村受付窓口へご確認願います。

4月1日に遡って加算等の届出をする場合は、当該届出の受理後に変更となる可能性があることを利用者にあらかじめ説明しておくことが望ましいと考えます。